新宿区教育委員会会議録

令和６年第１回臨時会

令　和　６　年　３　月　２　９　日

新宿区教育委員会

令和６年第１回新宿区教育委員会臨時会

日　　時　　令和６年３月２９日（金）

　　開会　　午後　３時００分

　　閉会　　午後　３時２８分

場　　所　　新宿区役所６階　第４委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教育長	針谷弘志	教育長職務代理者	年綱和代
委員	古笛恵子	委員	星野　洋
委員	鴨川明子	委員	的場美規子

説明のため出席した者の職氏名

次長	遠山竜多	教育調整課長	齊藤正之
教育指導課長	坂元竜二	中央図書館長	山本秀樹
統括指導主事	大川直樹	統括指導主事	北中啓勝
学校運営課長	内野桂子	教育支援課長	関本ますみ

書記

教育調整課主査	林　竜佑	教育調整課管理係	大原颯人

議事日程

議　案

日程第１　第１１号議案　新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

日程第２　第１２号議案　新宿区教育財産管理規則の一部を改正する規則

日程第３　第１３号議案　新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日程第４　第１４号議案　新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正について

日程第５　第１５号議案　令和６年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について

日程第６　第１６号議案　新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について

日程第７　第１７号議案　新宿区いじめによる重大事態調査委員会委員の解嘱及び委嘱について

午後　３時００分開会

◎　開　　会

○教育長　ただいまから令和６年新宿区教育委員会第１回臨時会を開会いたします。

本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、的場委員にお願いいたします。

○的場委員　お願いします。

◎　第１１号議案　新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

◎　第１２号議案　新宿区教育財産管理規則の一部を改正する規則

◎　第１３号議案　新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◎　第１４号議案　新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正について

◎　第１５号議案　令和６年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について

◎　第１６号議案　新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について

◎　第１７号議案　新宿区いじめによる重大事態調査委員会委員の解嘱及び委嘱について

○教育長　それでは、議事に入ります。

「日程第１　第11号議案　新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」、「日程第２　第12号議案　新宿区教育財産管理規則の一部を改正する規則」、「日程第３　第13号議案　新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第４　第14号議案　新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正について」、「日程第５　第15号議案　令和６年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について」、「日程第６　第16号議案　新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について」、「日程第７　第17号議案　新宿区いじめによる重大事態調査委員会委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。

本日の進行につきましては、まず、日程第１　第11号議案から日程第５　第15号議案について一括して説明を受け、審議を行います。次に、日程第６　第16号議案について説明を受

け、審議を行います。最後に、日程第７　第17号議案について説明を受け、審議を行います。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願いいたします。

それでは、初めに第11号議案から第15号議案の説明を、教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長　それでは、「第11号議案　新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

初めに、恐れ入ります、議案概要を御覧ください。

第11号議案です。本議案は、教育指導課における学校のＩＣＴに係る組織体制の整備に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、恐れ入ります、議案の新旧対照表を御覧ください。

今回の改正内容といたしましては、第１に事務局の組織について定めております第２条の教育指導課の項に学校ＩＣＴ推進係を新設いたします。第２に、教育指導課各係の所掌事務について定めております第13条において、指導係の項中、第６号、学校の情報化の推進に関することを削除し、学校ＩＣＴ推進係の項とその担当事務として、学校のＩＣＴ化の推進に関すること、学校のＩＣＴ機器の運用に関すること、その他学校教育の推進、括弧として指導係に属するものを除くに関することを新たに規定いたします。

施行期日は、令和６年４月１日でございます。

それでは恐れ入ります、議案文にお戻りいただきまして、第11号議案の提案理由です。

教育指導課における学校のＩＣＴに係る組織体制の整備に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第12号議案　新宿区教育財産管理規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

恐れ入ります、議案概要を御覧ください。

第12号議案です。本議案は教育財産の使用許可手続、貸付け及び私権の設定について、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案の新旧対照表を御覧ください。

今回の改正内容といたしましては、まず第１に使用許可手続を規定しております第17条につきまして、教育財産の使用許可を行う際の光熱水費等必要な実費について、相手方に負担を求める旨を規定するものです。また、その他文言の整理についても行ってございます。

第２として、次のページにおつけしてございますが、先ほどの改正に伴い、教育財産使用

許可書の様式について改正してございます。１枚目が改正後の新様式、２枚目が改正前の旧様式になります。また、こちらも先ほどの条文と同様に文言の整理を行ってございます。

具体的には、裏面にございます、それぞれ項ごとに下線部分について修正を行ったものでございます。

施行期日は、公布の日になります。

なお、経過措置といたしまして、この規則による改正前の規定により作成した教育財産使用許可書で、この規則の施行の際、現に効力を有するものは、この規則による改正後の規定により作成した教育財産使用許可書とみなすことを規定してございます。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第12号議案の提案理由です。

教育財産の使用許可手続、貸付け及び私権の設定について所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第13号議案　新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案概要を御覧ください。第13号議案です。

本議案は、児童福祉法、人事院規則の改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案の新旧対照表を御覧ください。

今回の改正内容といたしましては、初めに早出遅出勤務について規定しております第８条の４につきまして、放課後等デイサービスという言葉の意義を児童福祉法から引用してございますが、児童福祉法が改正されたことに伴い、引用条文の整理を行ったものでございます。

次に、夏季休暇について規定しております第27条におきまして、夏季休暇の承認期間を現行では７月１日から９月30日までとしているところ、当該期間が業務の繁忙期であることなどの事情により、期間内に休暇を取得することが困難である場合には、６月１日から10月31日まで拡大するものです。また、同時にその他規定の整備も行ってございます。

施行期日は、令和６年４月１日になります。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第13号議案の提案理由です。

児童福祉法及び人事院規則の15－14の改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第14号議案　新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正について」御説明いたします。

議案概要を御覧ください。第14号議案です。

本議案は、高齢者部分休業の導入等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案の新旧対照表を御覧ください。

なお、本文中別表につきましては、裏面以降におつけしてございますので、併せて御覧いただければと思います。

今回の改正内容といたしましては、事案の決定の区分について規定しております別表第１の（第３　人事）の18の項、服務等におきまして、高齢者部分休業に係る、次長、図書館長、課長等、子ども園長（幼稚園教育職員に限る。）、主任指導主事、統括指導主事及び一般職員の承認について、それぞれ規定するものです。

また、その他文言の整理も行ってございます。

施行期日は、令和６年４月１日になります。

なお、経過措置といたしまして、この訓令による改正後の新宿区教育委員会事案決定規程の規定は、この訓令の施行の日以後に起案する事案について適用し、同日前に起案した事案については、なお従前の例によることを規定しております。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第14号議案の提案理由です。

高齢者部分休業の導入等に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

では、続きまして「第15号議案　令和６年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について」御説明いたします。

本議案は、新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に係る条例に基づき、新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額を定めるものでございます。

それでは、議案の２枚目にございます令和６年度会計年度任用職員報酬額等一覧表を御覧ください。

教育委員会の会計年度任用職員について、それぞれの報酬額につきましては、右側から３番目の列、令和６年度報酬（給料）月額の金額となっております。また、報酬額に地域手当を含めた実際の支給額につきましては、一番右側の列に記載しております。

令和５年度からの変更点ですが、まず、職の新設がございます。上から４番目、５番目、６番目に記載のスクール・サポート・スタッフの（１）（２）及びエデュケーション・アシスタントの職を新設し、表に加えております。次に、上から９番目の区政推進員（幼教）の報酬額の減額です。勤勉手当の導入によりまして、区政推進員の報酬額は、区政推進員と同等の勤務時間を想定した短時間勤務の再任用職員の年収額を上回るため、勤勉手当導入後の区政推進員の年収額が同程度となるよう、適用給料表の引下げを行うものでございます。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第15号議案の提案理由です。

新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年新宿区条例第14号）に基づき、新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額を定める必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長　説明が終わりました。順に質疑していきたいと思います。

初めに、第11号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

○星野委員　ＩＣＴを含む長時間のメディア接触が健康被害を及ぼすということは、これまで、総合教育会議等でもお話ししてきました。ＩＣＴを推進することも重要ではありますが、児童・生徒の健康を損なわないような配慮はしっかりと行っていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○教育指導課長　委員御指摘のとおり、長時間のメディア接触による健康被害については、認識しているところでございます。教育委員会では、情報教育推進委員会の中で、長時間のメディア接触の健康被害について共有しています。また、学校に対しては、デジタルメディアを活用する際には、目とメディアとの距離を30センチ空けて見るですとか、あるいは一定の時間以上続けて視聴しないですとか、遠くを見て目を休める時間を取るなど、具体的な取組について周知しており、健康を損なわないように十分注意してまいりたいと考えております。

○星野委員　よろしくお願いします。

○教育長　ほかに御意見などいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長　ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第11号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長　第11号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第12号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長　特に御意見、御質問などないようですので、討論及び質疑を終了といたします。

第12号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長　第12号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第13号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

こちらもよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長　特にないようですので、討論及び質疑を終了します。

第13号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長　第13号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第14号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

特によろしいでしょうかね。

〔発言する者なし〕

○教育長　討論及び質疑を終了します。

第14号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長　第14号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第15号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

○年綱委員　区政推進員（幼教）について、対象者は何人いらっしゃるのでしょうか。

○教育指導課長　令和６年度は２人でございます。

○年綱委員　ありがとうございます。

○教育長　ほかにどうでしょうか。

特によろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長　それでは、ほかに御意見、御質問がないということで、討論及び質疑を終了いたします。

第15号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長　第15号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第16号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長　それでは、「第16号議案　新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について」御説明いたします。

議案を１枚おめくりいただきまして、こちらが臨時代理の概要等を記載したものとなってございます。

本来、補正予算案などを区長に対し、教育委員会の意見を述べる事務につきましては、教育委員会の権限に属するものとして御審議をいただく事案ではありますが、令和６年度新宿区議会第１回定例会に提出されました令和６年度新宿区一般会計補正予算（第２号）中、歳出第10款教育費につきましては、教育委員会を開催するいとまがなかったため、教育長が臨時代理を執行し、補正予算案に異議がない旨の意見を述べたものでございます。

つきましては、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則に基づき、本議案により教育委員会の承認を受けるものでございます。

それでは、１枚おめくりいただきまして、今回の補正予算の概要につきまして御説明をさせていただきます。

今回補正を行った事業は、全部で６事業でございます。いずれも貸切りバスの運賃高騰に伴い、不足するバス雇い上げに係る経費を計上したものでございます。

初めに、第１項教育総務費、第３目教育センター費、事業名は運営費、つくし教室です。

補正する予算額は31万円の増で、補正後の予算額は2,053万9,000円になります。

次に、第４目教育指導研究費、事業名は音楽鑑賞教室です。補正した予算額は114万9,000円の増で、補正後の予算額は895万円になります。

続いて、事業名、演劇鑑賞教室、補正する予算額は43万5,000円の増、補正後の予算額は401万3,000円となっています。

裏面を御覧ください。

事業名、校外学習活動等の支援です。補正予算額は1,172万1,000円の増、補正後の予算額は4,250万3,000円となります。

次に、事業名、美術鑑賞教育支援です。補正予算額は275万円の増、補正後の予算額は1,236万1,000円です。

次に、第５項区外学習施設費、第１目区外学習施設管理費、事業名は移動教室の運営です。補正する予算額は2,136万2,000円の増で、補正後の予算額は１億7,032万2,000円になります。

以上、補正後の教育費全体で213億7,311万円となります。

なお、今回、補正予算に係る参考資料をおつけしてございますので、この後、続けて教育支援課長から御説明をさせていただきます。

○教育支援課長　参考資料を御覧ください。

校外学習等のバス雇上げ契約の入札不調に伴う増額補正についてでございます。

１、経緯でございます。

令和５年10月、国土交通省の貸切りバスの公示運賃が改定となりました。予算編成をする段階で、このことについて情報を得ておりましたので、改定金額を反映した見積りを事業者から取り寄せ、令和６年度の予算要求を行ったところでした。今年度のおよそ1.5倍の予算を要したのですが、改定後もバスの単価が高騰するという状況になりまして、２番に書いてあります、つくし教室校外学習から始まり、小・中学校の移動教室という事業の中で予算が不足したものでございます。今年度のおよそ２倍の予算が必要となると考えているところです。

３、今後の対応でございますが、いずれの行事も４月中旬から事業が開始となります。したがって、入札に必要な手続の期間が確保できないことから、特命随契で進めていく予定でございます。

説明は以上です。

○教育調整課長　それでは、恐れ入ります。議案の１枚目にお戻りいただきまして、第16号議案の提案理由です。

新宿区教育委員会の権限に属する事務について、新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関して、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則第３条第１項の規定に基づき、教育委員会の承認を受ける必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長　説明が終わりました。第16号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

○的場委員　確認させていただきたいことがございまして、行事一覧を見ますと、音楽鑑賞教室ですとか、演劇鑑賞教室などは、新宿区外のホールを使用しているのですが、まず、こちらは新宿文化センターが現在工事中だからなのかという点と、その新宿文化センターの工事が令和７年９月30日に終わる予定ですが、工事が終了しましたら、またこちらに戻って鑑賞教室が開かれるのか、そして開かれた場合は、何かその予算に変化があるのかという点を確認させてください。

○教育支援課長　御指摘のとおり、新宿文化センターが工事中ということがありまして、令和６年度はなかのＺＥＲＯ、それから東京芸術劇場といったところを借りて実施するものでございます。工事が完了しますのが令和７年の９月ですので、令和７年10月以降については、

新宿文化センターに戻していきたいと考えております。なお、令和７年度については、例年１学期に実施している事業について、令和６年度と同様に別の場所で実施するのか、実施時期を２学期にずらすのかといったことは、今後検討する必要があると考えております。

次に、新宿文化センターへ戻った際の予算の状況ですが、施設の賃料が他の施設よりも安く済むということと、新宿文化センターですと距離が近くなるのでバスを使わないで行ける学校もあるといったことで、予算としては安くなるという想定でいるところでございます。

○的場委員　ありがとうございました。

○教育長　ほかにいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長　特にないようでございますので、討論及び質疑を終了させていただきます。

第16号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長　第16号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第17号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長　それでは、「第17号議案　新宿区いじめによる重大事態調査委員会委員の解嘱及び委嘱について」御説明いたします。

初めに、いじめによる重大事態調査委員会について簡単に御説明したいと思います。

いじめによる重大事態調査委員会は、新宿区の附属機関に当たり、新宿区いじめによる重大事態調査委員会条例に基づき、委員を委嘱してございます。委員の定数は３名、区分といたしましては、弁護士１、児童等の医療または心理に関する学識経験を有する者１、教育に関する学識経験を有する者１と定めております。

本件は、同委員の中からの一委員から、一身上の都合による解嘱願が提出されましたので、委員を解嘱するとともに、新たな委員を委嘱するものでございます。

それでは、議案を１枚おめくりいただきまして、こちらが今回解嘱する委員及び委嘱する委員となってございます。

まず、解嘱する委員です。解嘱する委員は、石黒清子委員で、区分は弁護士です。任期は令和５年４月１日から令和７年３月31日までとなっていますが、このたび解嘱願の提出に基づき、令和６年４月１日付で委員を解嘱するものでございます。

続きまして、新たに委嘱する委員です。新たに委嘱する委員は、佐野みゆき委員、区分は弁護士になります。令和６年４月２日付で委嘱をいたします。委員の任期につきましては、

新宿区いじめによる重大事態調査委員会条例第４条の規定に基づき、前任者の残任期間とされていることから、石黒委員の任期を引き継ぎまして、令和６年４月２日から令和７年３月31日までとしてございます。

なお、佐野委員につきましては、東京弁護士会から推薦を頂戴しているものでございます。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第17号議案の提案理由です。

新宿区いじめによる重大事態調査委員会委員の解職及び委嘱をする必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長　説明が終わりました。第17号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

特によろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長　特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第17号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長　第17号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事を終了いたします。

次に、本日の日程では予定されている報告事項はありませんが、事務局から何か報告事項などはございますでしょうか。

○教育調整課長　特にございません。

◎　閉　　会

○教育長　それでは、本日の教育委員会を閉会といたします。

ありがとうございました。

午後　３時２８分閉会